（法第十二条第一項第一号の政令で定める地域等の特例）

第三条　第一条の激甚災害についての令第二十五条（令第四十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令第二十五条中「第一条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「第一条第一項各号」とする。

（法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日）

第四条　第一条の激甚災害についての法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日は、令和三年五月十四日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年八月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十一号

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年九月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　赤羽　一嘉

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年八月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十二号

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第二項第三号、第十六条の四第一項、第十六条の五第一項及び第二十八条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国家戦略特別区域法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（法第二条第二項第三号の政令で定める基準）

第一条　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第二条第二項第三号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　内閣府令で定めるところにより、区域データの提供の方法及び条件その他の先端的区域データ活用事業活動を実施する主体が区域データの提供を受けるために必要な情報として内閣府令で定めるものを公表していること。

二　区域データの提供に関して、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないこと。

三　前二号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な措置として内閣府令で定めるものを講じていること。

第十八条第四号ホを次のように改める。

ホ　心身の故障により国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業を適正に行うことができない者として法務省令・厚生労働省令で定めるもの

第十八条第四号ヌを同号ルとし、同号リ中「チまで」を「リまで」に改め、同号リを同号ヌとし、同号チ中「トまで又はリ」を「チまで又はヌ」に改め、同号チを同号リとし、同号ト中「（以下トにおいて「暴力団員」という。）又は」を「又は同号に規定する」に、「ヌにおいて」を「ル及び第二十一条第四号ホにおいて」に改め、同号中トをチとし、ヘをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十一条第四号を次のように改める。

四　次のいずれにも該当しない者であること。

イ　第十八条第四号イからニまで又はヘからチまでのいずれかに該当する者

ロ　心身の故障により国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を適正に行うことができない者として法務省令・厚生労働省令で定めるもの

ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイ、ロ又はニのいずれかに該当するもの

ニ　法人であって、その役員のうちにイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ホ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

本則に次の一条を加える。

（独立行政法人に準ずる者）

第二十一条　法第二十八条の二第一項の政令で定める者は、別表に掲げる法人とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二十一条関係）

名　称	根　拠　法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）